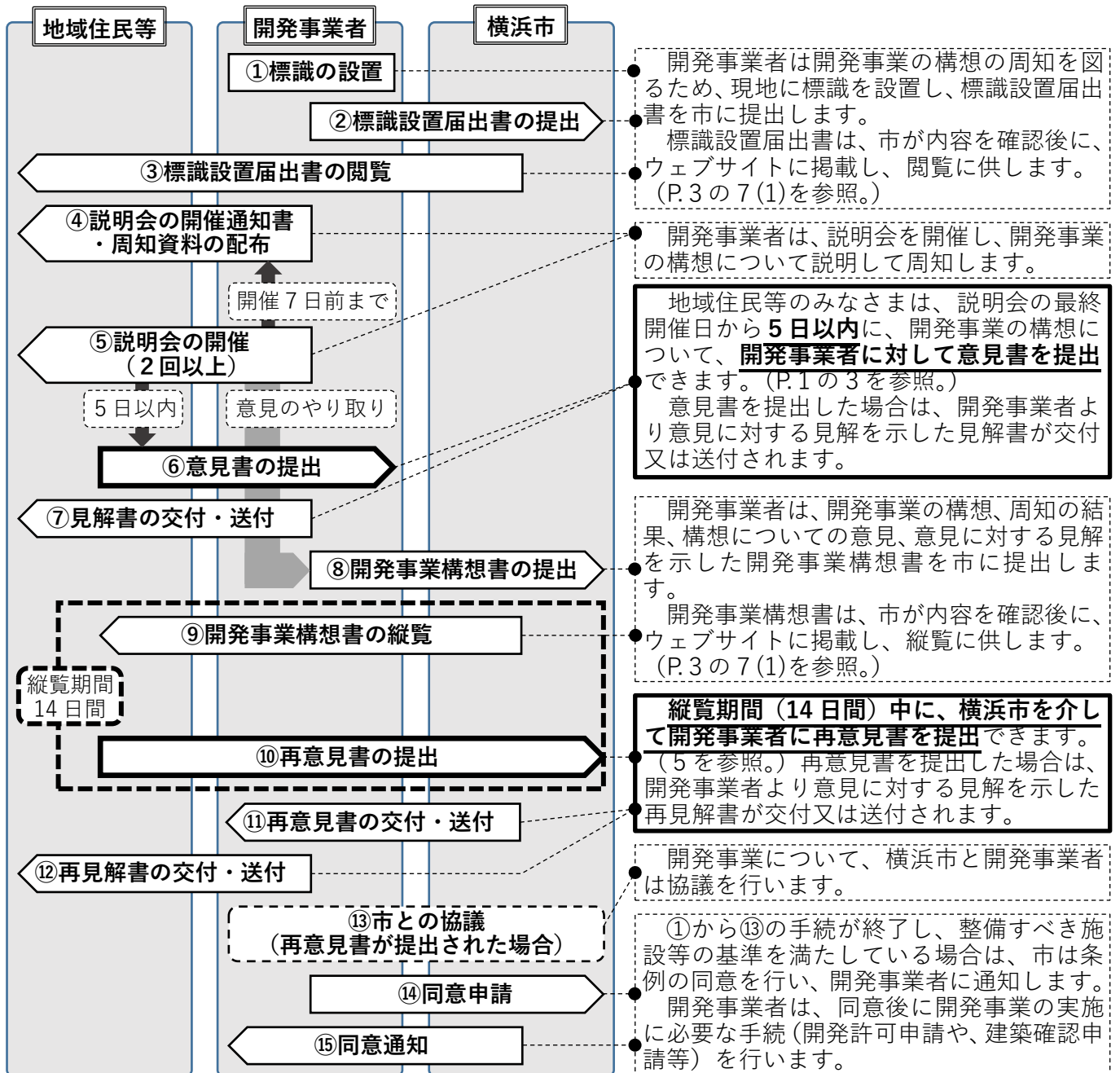


4 条例の手続の流れ



5 再意見書の提出 (※横浜市に提出し、横浜市より開発事業者に交付・送付します。)

提出期間	開発事業構想書の縦覧期間 (14日間) 中
提出方法	① 手渡し、又は郵便・信書便により送付 ② 電子メールでの送信 ③ 横浜市電子申請・届出システムの使用 (P.3の7(1)のウェブサイトよりアクセスできます。)
提出先	横浜市の担当部署 (P.3の8を参照。)
意見の対象	盛土又は切土に関する工事等について御意見を提出できます。
留意事項	※ 縦覧期間、P.3の7(1)のウェブサイト又は現地の標識にて確認できます。 ※ 再意見書には、P.1の1の「受付番号」又は「開発事業の所在地(地番)」のいずれかと、「御意見を提出する方の住所・氏名」を明記してください。 ※ 再意見書の様式は、P.3の7(2)のウェブサイトよりダウンロードできます。 なお、それ以外の様式の書類等の提出も可能です。

6 見解書・再見解書の交付・送付方法

意見書又は再意見書を提出した場合は、次のいずれかの方法により開発事業者より見解書又は再意見書が交付又は送付されます。

交付・送付 方法	① 手渡し ② 郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。）に投かん ③ 郵便・信書便により送付 ④ 電子メールでの送信
-------------	---

7 条例の手續に関するウェブサイト

(1) 標識設置届出書、開発事業構想書等（開発事業に関する書類等）を縦覧・閲覧できる横浜市管理のウェブサイト

アドレス：<https://kaihatsu.city.yokohama.lg.jp/>

アドレスの二次元コード：右記のとおり。



※ 市庁舎2階のよこはま建築情報センター（開庁日時：8：45～17：00（横浜市の休日を除く。））に上記ウェブサイトを開覧できる端末を設置しています。

(2) 条例の案内について掲載した横浜市のウェブサイト

アドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/jorei/>

アドレスの二次元コード：右記のとおり。



※ 意見書・再意見書の様式をダウンロードできます。

8 横浜市の担当部署・問い合わせ先（再意見書の提出先）

手續の担当部署・問合せ先及び再意見書の提出先は次のとおり（チェックされた担当部署）です。

該当 に☑	担当部署		電話番号	再意見書の提出先	
				E-mail	所在地
<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課 指導担当	北部 (緑・青葉・都筑)	045-671-4515	kc-taku-iken @city.yokohama.lg.jp	〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
<input type="checkbox"/>		西部 (南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516		
<input type="checkbox"/>		南部 (港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517		
<input type="checkbox"/>		東部 (鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518		
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課 指導担当		045-671-4521	kc-chou-iken @city.yokohama.lg.jp	横浜市役所 25階
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課 中高層担当		045-671-2350	kc-jssodan @city.yokohama.lg.jp	

(注意)

この用紙は、横浜市が作成した様式を使用して、開発事業者が配布するものです。